

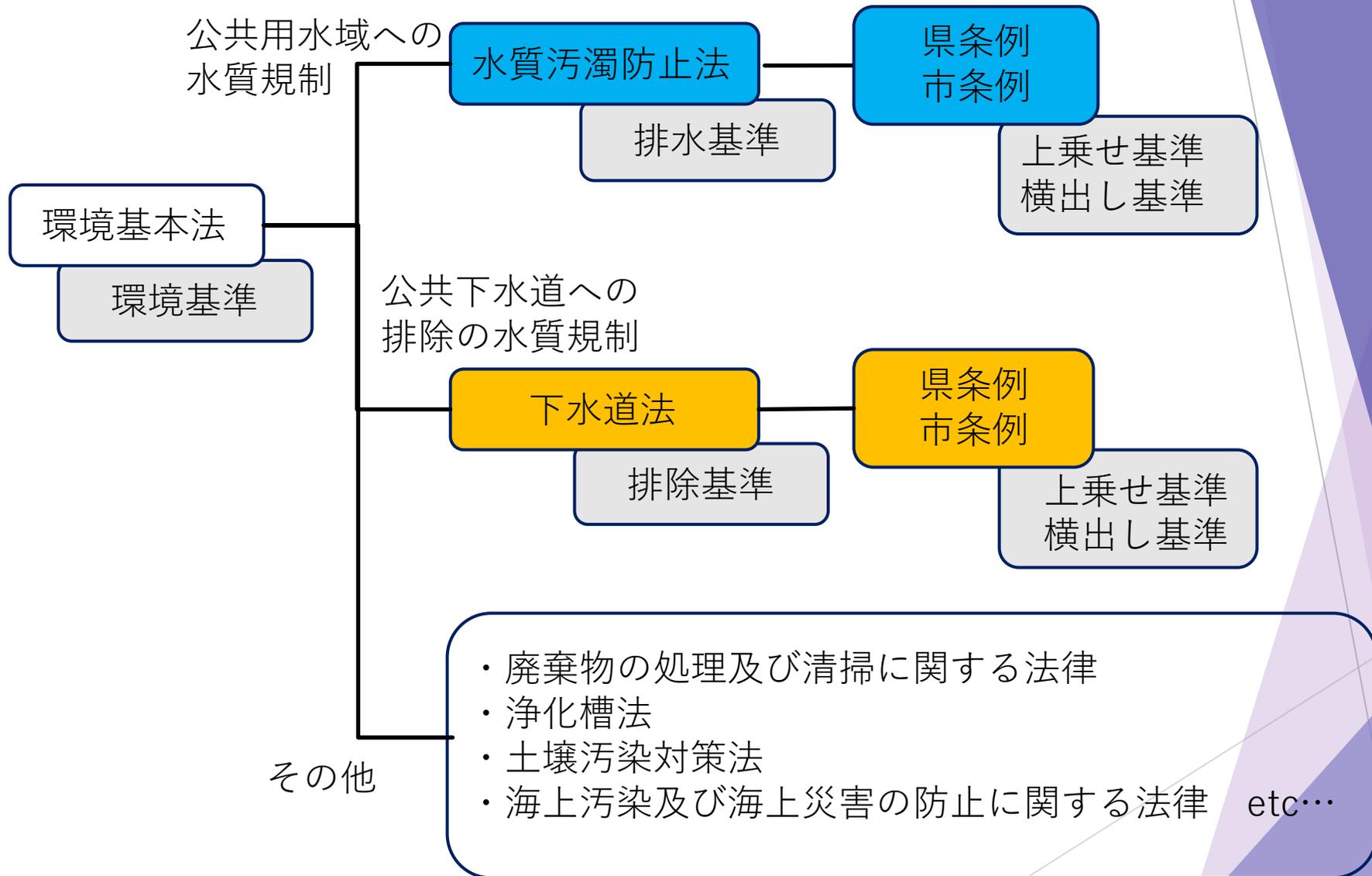
# 水質汚濁防止法に係る 届出・規制と最新動向について

環境対策推進課 発生源水質担当

# 目次

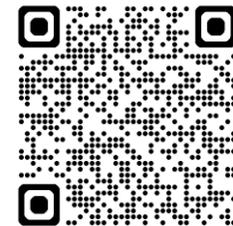
- 1 水質管理に係る法・条例体系
- 2 水質汚濁防止法に係る届出等
- 3 水質汚濁防止法に係る規制等
- 4 トピックス
- 5 水質事故

# 1 水質管理に係る法・条例体系



## 2 水質汚濁防止法に係る届出等

### ● 主な届出の種類と内容



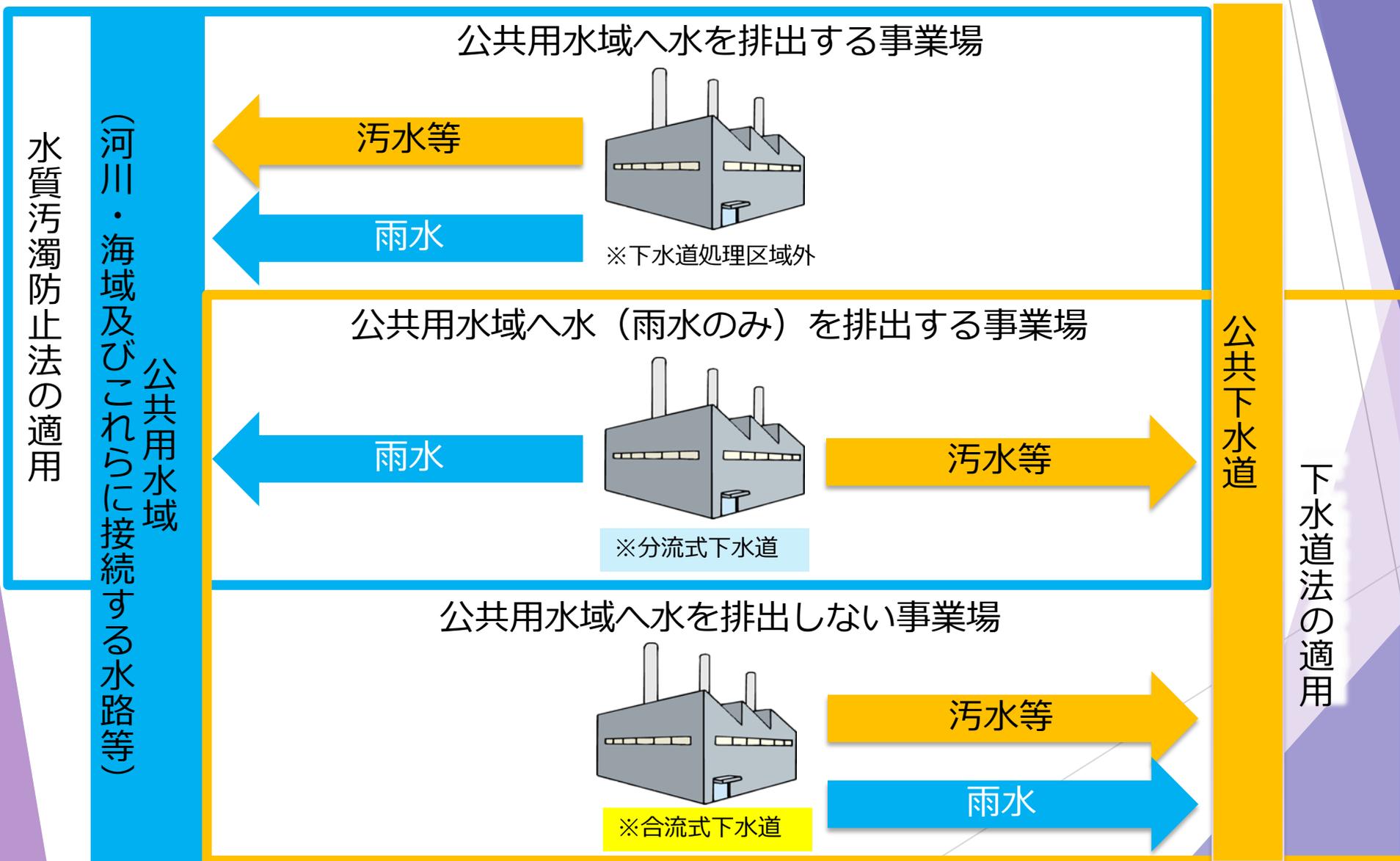
| 届出の種類                   | 届出を要する内容   | 提出期限                                  |
|-------------------------|--|---------------------------------------|
| 特定施設等の設置届<br>(法第5条)     | 特定施設等を新しく設置しようとする場合<br>(施設更新を含む)   | 設置又は変更日（工事着工日）<br>の60日前               |
| 特定施設等の構造等の変更届<br>(法第7条) | 次の事項を変更しようとする場合<br>○特定施設等の構造・設備・使用方法<br>○汚水等の処理方法<br>○排出水の汚染状態や量<br>○用水及び排水の系統 | 届出が受理された日から60日経過した後でなければ、設置、変更ができません。 |
| 特定施設等の使用廃止届<br>(法第10条)  | 特定施設等の使用を廃止した場合  | 廃止した日から30日以内                          |
| 氏名等変更届<br>(法第10条)       | 次の事項を変更した場合<br>○届出者の氏名・名称・住所<br>○法人代表者氏名<br>○事業場の名称・所在地                        | 変更した日から30日以内                          |
| 承継届<br>(法第11条)          | 特定施設等を譲り受け・借り受け及び相続・合併により承継した場合  | 承継した日から30日以内                          |
| 汚濁負荷量の測定手法届<br>(法第14条)  | 排水量が50m <sup>3</sup> /日以上の場合（設置又は内容の変更）  | 設置又は内容変更をする場合                         |

## 2 水質汚濁防止法に係る届出等

### ●水質汚濁防止法、下水道法どちらの適用か？

雨水や汚水等の排出先により、適用法令が異なります。

※特定施設等で有害物質を使用している事業場は、排出先に関係なく、水質汚濁防止法の届出が必要（地下浸透規制を参照）



## 2 水質汚濁防止法に係る届出等

- 分流式下水道区域と合流式下水道区域のエリア



(青色：分流式下水道区域 黄色：合流式下水道区域 白色：公共下水道処理区域外)

# 3 水質汚濁防止法に係る規制等

※人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質  
(一部の業種の事業場は、表に記載する基準値と異なります。)

## ●排水基準 (有害物質※)

| 有害物質の種類                                      | 排水基準<br>(水濁法) | 規制基準(市条例) |          |
|--|---------------|-----------|----------|
|  |               | 新設の事業所    | 新設の事業所以外 |
| カドミウム及びその化合物                                 |               | 0.03      | mg/l     |
| シアン化合物                                       |               | 1         | mg/l     |
| 有機燐化合物<br>(パラチオン, メチルパラチオン, メルジメト及びEPNIに限る。) |               | 0.2       | mg/l     |
| 鉛及びその化合物                                     |               | 0.1       | mg/l     |
| 六価クロム化合物                                     |               | 0.2       | mg/l     |
| 砒素及びその化合物                                    |               | 0.1       | mg/l     |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物                          |               | 0.005     | mg/l     |
| アルキル水銀化合物                                    |               | 検出されないこと  |          |
| PCB  |               | 0.003     | mg/l     |
| トリクロロエチレン                                    |               | 0.1       | mg/l     |
| テトラクロロエチレン                                   |               | 0.1       | mg/l     |
| ジクロロメタン                                      |               | 0.2       | mg/l     |
| 四塩化炭素  |               | 0.02      | mg/l     |
| 1, 2-ジクロロエタン                                 |               | 0.04      | mg/l     |
| 1, 1-ジクロロエチレン                                |               | 1         | mg/l     |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン                             |               | 0.4       | mg/l     |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン                             |               | 3         | mg/l     |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン                             |               | 0.06      | mg/l     |
| 1, 3-ジクロロプロペン                                |               | 0.02      | mg/l     |
| チウラム   |               | 0.06      | mg/l     |
| シマジン   |               | 0.03      | mg/l     |
| チオベンカルブ                                      |               | 0.2       | mg/l     |
| ベンゼン   |               | 0.1       | mg/l     |
| セレン及びその化合物                                   |               | 0.1       | mg/l     |
| ほう素及びその化合物                                   |               | 海域 230    | mg/l     |
|  |               | その他 10    | mg/l     |
| ふっ素及びその化合物                                   |               | 海域 15     | mg/l     |
|  |               | その他 8     | mg/l     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物            |               | 100       | mg/l     |
| 1, 4-ジオキサン                                   |               | 0.5       | mg/l     |
| ダイオキシン類                                      | なし            | 10        | pg-TEQ/L |



# 3 水質汚濁防止法に係る規制等

## ●排水基準（生活環境項目※）

一般の工場・事業場に  
適用される基準  
※生活環境に係る被害を生じる  
おそれがある物質

| 項目                            | 排水基準(水濁法)    |                          | 規制基準(市条例)  |          |
|-------------------------------|--------------|--------------------------|--|----------|
|                               | 新設の事業所       | 新設の事業所以外                 | 新設の事業所   | 新設の事業所以外 |
| 水素イオン濃度 pH                    | 5.8~8.6      |                          |  |          |
| 生物学的酸素要求量 BOD                 | 25 (20) mg/l | 60 (50) mg/l<br>海域及び湖沼以外 | 25 mg/l  | 60 mg/l  |
| 化学的酸素要求量 COD                  | 25 (20) mg/l | 60 (50) mg/l<br>海域及び湖沼   | 25 mg/l  | 60 mg/l  |
| 浮遊物質 量 SS                     | 70 (40) mg/l | 90 (70) mg/l             | 70 mg/l  | 90 mg/l  |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(鉱油類含有量)   | 5 mg/l       |                          |  |          |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(動植物油類含有量) | 5 mg/l       | 10 mg/l                  | 5 mg/l   | 10 mg/l  |
| フェノール類                        | 0.5 mg/l     | 0.5 mg/l                 | 0.5 mg/l   | 0.5 mg/l |
| 銅及びその化合物                      | 1 mg/l       | 3 mg/l                   | 1 mg/l   | 3 mg/l   |
| 亜鉛及びその化合物                     | 1 mg/l       | 2 mg/l                   | 1 mg/l   | 2 mg/l   |
| 溶解性鉄及びその化合物                   | 3 mg/l       | 10 mg/l                  | 3 mg/l   | 10 mg/l  |
| 溶解性マンガン及びその化合物                | 1 mg/l       |                          |  |          |
| クロム及びその化合物                    | 2 mg/l       |                          |  |          |
| ニッケル及びその化合物                   | なし           |                          | 1 mg/l   | mg/l     |
| 大腸菌数                          | (800)        | cfu/ml                   | 800  | cfu/ml   |
| 窒素含有量 T-N                     | 120 (60)     | mg/l                     | なし   |          |
| 磷含有量 T-P                      | 16 (8)       | mg/l                     | なし   |          |
| 臭気                            | なし           |                          | 受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。                     |          |
| 色汚染度                          | なし           |                          | 排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。 |          |
| 温度                            | なし           |                          | 排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。    |          |



( )内の数値は日間平均値

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000033190.html>

# 3 水質汚濁防止法に係る規制等

## ● 総量規制基準

- ▶ 日平均排水量が50m<sup>3</sup>/日以上 of 事業場等の場合は、排水基準に加え、総量規制基準が適用

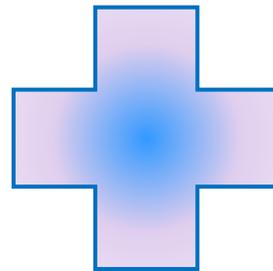
排水基準（濃度規制）

mg/l

事業場ごとに  
排水濃度で規制



東京湾  
(海が陸地に囲まれており、  
汚れが滞留しやすい)



総量規制基準

kg/日

事業場ごとに  
汚濁負荷量で規制

※対象項目  
COD、全窒素、全リンのみ



### 3 水質汚濁防止法に係る規制等

#### ●事業者による排水の自主測定義務

水濁法の測定義務は1回/年ですが、条例は下記の頻度です。

#### ▶ 排水の汚染状態を測定

有害物質 1回/月

生活環境項目等 1回/月 (300m<sup>3</sup>/日以上<sup>の</sup>事業所)

#### ▶ 測定結果を記録し、保存 (3年間)

※ 事業者ごとに、自主測定が必要な項目は異なります。

# 3 水質汚濁防止法に係る規制等

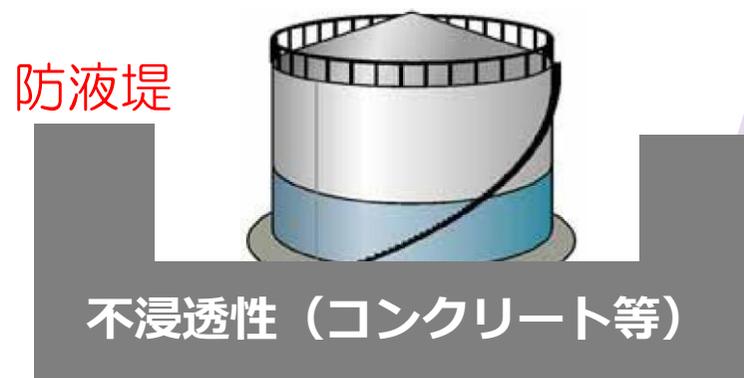
## ●有害物質の地下浸透規制

- ▶ 有害物質を含む水の地下浸透により地下水が汚染されることを未然に防止
- ▶ 平成24年（2012年）の法改正により、「有害物質使用特定施設」や「有害物質貯蔵指定施設」を設置等する場合は、**構造基準の遵守が義務**
- ▶ 法改正前の施設であっても、構造基準の遵守が必要
- ▶ 管理要領の作成が必要
- ▶ 点検結果を記録し、保存（※3年間。ただし、土壌汚染対策に係る資料となるため、**長期間保存が望ましい**）

有害物質使用特定施設



有害物質貯蔵指定施設



※施設だけではなく、施設に付帯する配管や排水溝なども構造基準の遵守が必要

### 3 水質汚濁防止法に係る規制等

#### ●水質総量削減制度とは

- ▶ 人口・産業が集中し、汚濁が著しい東京湾等の広域的な閉鎖性水域について、生活環境の保全等に係る水質環境基準を確保することを目的に、昭和53年（1978年）に水質汚濁防止法の一部改正により導入

水質総量削減制度の沿革

|     | 基本方針策定   | 目標年度   | 指定項目      |
|-----|----------|--------|-----------|
| 第1次 | 昭和54年6月  | 昭和59年度 | COD       |
| 第2次 | 昭和62年1月  | 平成元年度  | COD       |
| 第3次 | 平成3年1月   | 平成6年度  | COD       |
| 第4次 | 平成8年4月   | 平成11年度 | COD       |
| 第5次 | 平成13年12月 | 平成16年度 | COD、窒素、りん |
| 第6次 | 平成18年11月 | 平成21年度 | COD、窒素、りん |
| 第7次 | 平成23年6月  | 平成26年度 | COD、窒素、りん |
| 第8次 | 平成28年9月  | 平成31年度 | COD、窒素、りん |
| 第9次 | 令和4年1月   | 令和6年度  | COD、窒素、りん |

**第10次の目標年度は、令和11年度（2029年度）の予定**

# 3 水質汚濁防止法に係る規制等

## ● 第10次水質総量削減について

令和7年9月 「**第10次総量削減の在り方について（骨子案）**」 抜粋

【東京湾における水環境の現状と課題のまとめ】

- 環境基準達成率は、**窒素、りん**で向上している。一方、**COD**では低い。
- 赤潮や貧酸素水塊が依然として発生しており、他の指定水域よりもCOD、窒素、りんの濃度が高いことから、**水環境の悪化に引き続き注意が必要である。**

【総合的な水環境管理の在り方】

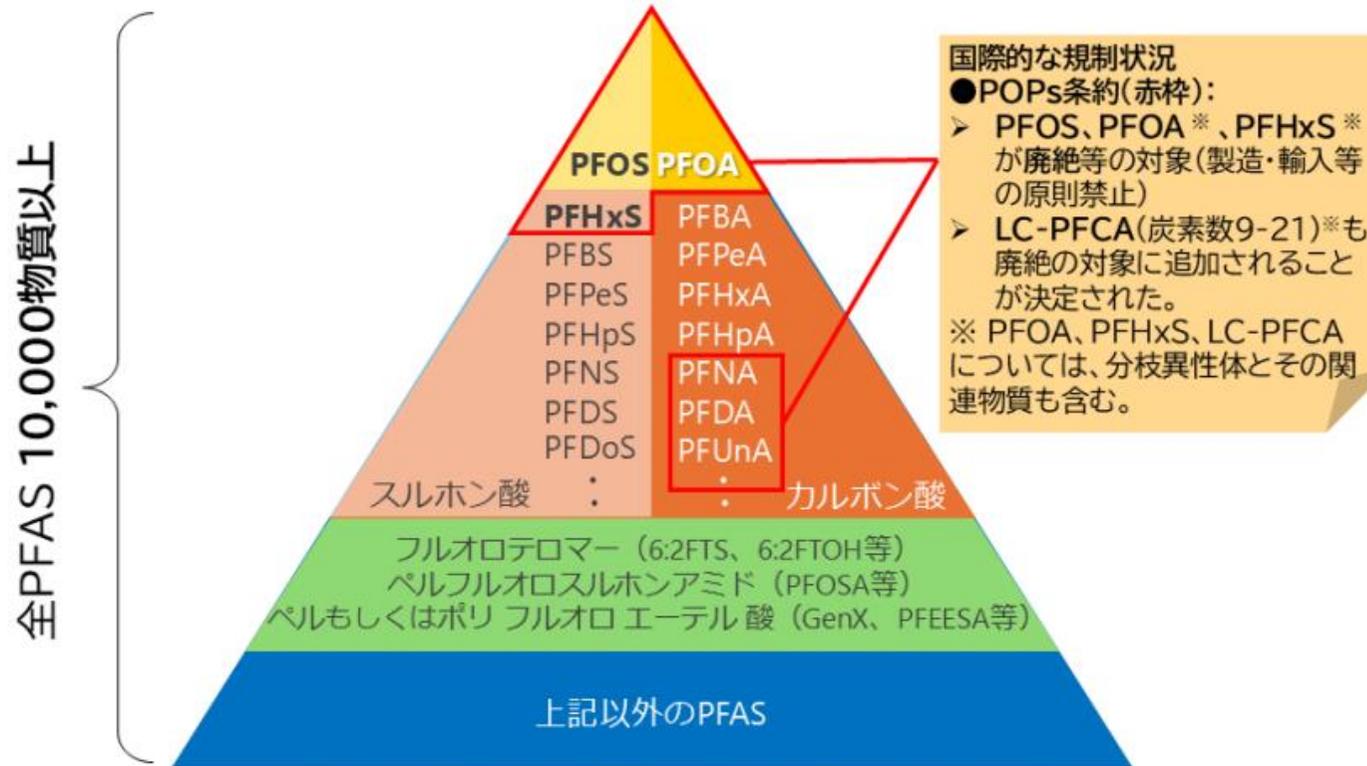
- 削減一辺倒であった**総量削減制度からきめ細やかな水環境管理を行える「総量管理制度」へ転換**を図る。
  - ・**総量削減制度の基本的な枠組みは「総量管理制度」においても維持**
  - ・**汚濁負荷削減対策は引き続き実施することが妥当**
- その他の水環境管理に係る対策の推進
  - ・環境基準が未達成の湾奥部等の水質改善や貧酸素水塊への対応については、汚濁負荷削減対策の実施のみならず、流況改善や藻場・干潟の保全・再生・創出、海底耕耘による底質改善といった**汚濁負荷削減以外の手法も総合的に検討**すべき

# 4 トピックス

PFASの  
基礎知識

## PFASとは

PFAS = ペルフルオロアルキル化合物 及び ポリフルオロアルキル化合物 の総称



出典:ITRCのPFASホームページ図2-18(<https://pfas-1.itrcweb.org/2-3-emerging-health-and-environmental-concerns/>, 2025年5月15日時点)を改変

- POPs条約:残留性有機汚染物質 (Persistent Organic Pollutants) に関するストックホルム条約  
 難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する毒性、長距離移動性を持つ化学物質を規制。
- その他のPFASについては、これらと同様な有害性等があると確認されているわけではない。

出典:環境省 PFASハンドブック 令和7年12月

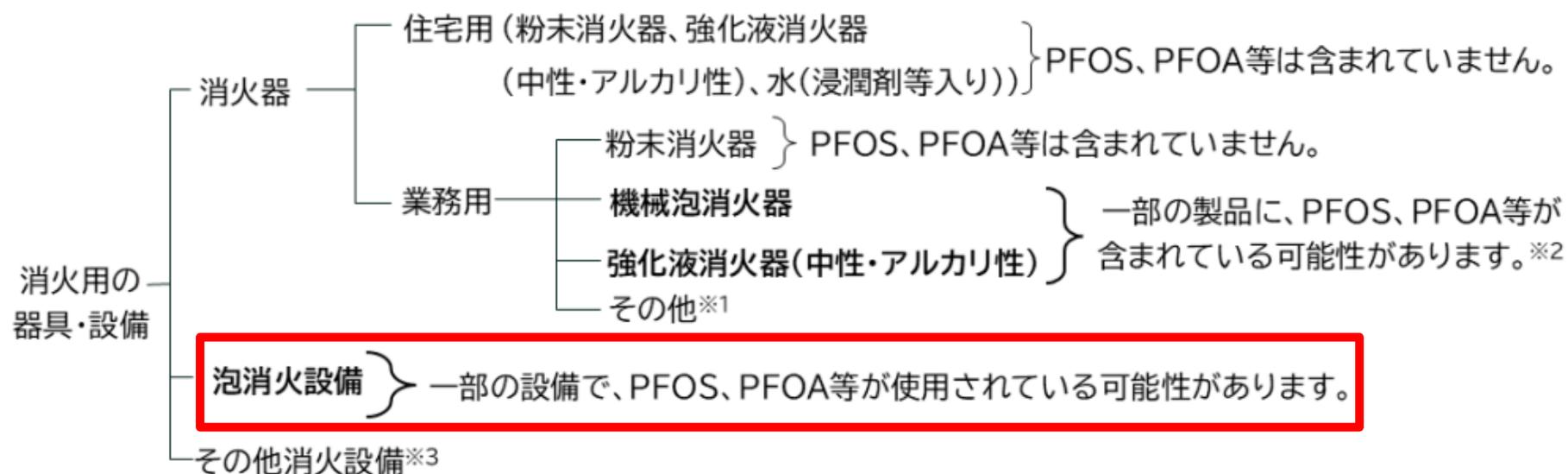
PFOS・PFOAは、水質汚濁防止法で定める指定物質 (事故時の措置の対象物質) に指定 (令和5年2月1日施行)

# 4 トピックス

## ●PFASを含む製品

環境・身のまわりの  
PFOS・PFOA等

### PFOS・PFOA等を含む製品(2) 消火設備



※1 その他の消火薬剤として、水(浸潤剤等入り)、化学泡、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、ハロン(現在は製造されていません)等がありますが、いずれにもPFOS等は含まれていません。

※2 PFOS等が含まれている消火器の型式番号は、日本消火器工業会のホームページ上等で公開されているため、本体に書かれている「型式番号」から調べることができます。

※3 その他の設備として、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設等がありますが、いずれにもPFOS等は含まれていません。

# 4 トピックス

## ●使用済み活性炭の適切な管理

PFASへの対応

PFOS・PFOAを含有する使用済み活性炭の適切な管理

水質基準値等を超過する濃度のPFOS等を含む水の処理に使用した活性炭(使用済活性炭)の適切な保管等について留意すべき事項(例)

### (1)使用済活性炭の適切な保管

事業場等で長期間保管する場合には、屋内で保管する又は雨水等が当たらないよう保管する、定期的に保管状況を確認する等、環境汚染を生じさせないように保管すること。

### (2)使用済活性炭の適正処理

PFOS及びPFOA含有廃棄物を処理する場合には、「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に基づき、確実に分解処理すること。

### (3)使用済活性炭の再生

再生を検討する場合には、再生事業者に、適切な情報提供を行い、受入可能か確認すること。

再生を行う場合は、再生事業者における環境中へのPFOS等の流出防止に関する取組について確認すること。

# 5 水質事故

## ●水質事故とは？

- ▶ 油類や有害物質などを含む水、基準に適合しない水などが誤って河川や海域に流出したり、地下へ浸透してしまうことにより、公害が生じ、又はそのおそれが生じること



# 5 水質事故

## ● 事故時の措置の対象物質（水濁法・市条例）

### ▶ 水質汚濁防止法

- ・ 排水基準に適合しないおそれがある水
- ・ 公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（指定物質）  
（例）硫酸、水酸化ナトリウム、アクリロニトリル  
        ペルフルオロオクタン酸（別名P F O A）及びその塩  
        ペルフルオロオクタンスルホン酸（別名P F O S）及びその塩 など**60物質**
- ・ 政令で定める油  
        原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

### ▶ 市条例

- ・ 水質汚濁防止法の対象にはなっていない物質も含む全**91物質**  
（例）酸性物質（水素イオン濃度（水素指数）が**5.8**未満のものに限る。）  
        アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が**8.6**を超えるものに限る。）  
        油類（動植物油、鉱油類及び有機溶剤）など



# 5 水質事故

## ●市内の水質事故の発生状況（種類別）

令和6年度に発生した  
水質事故は54件  
↓  
1週間に約1件の頻度！！！！

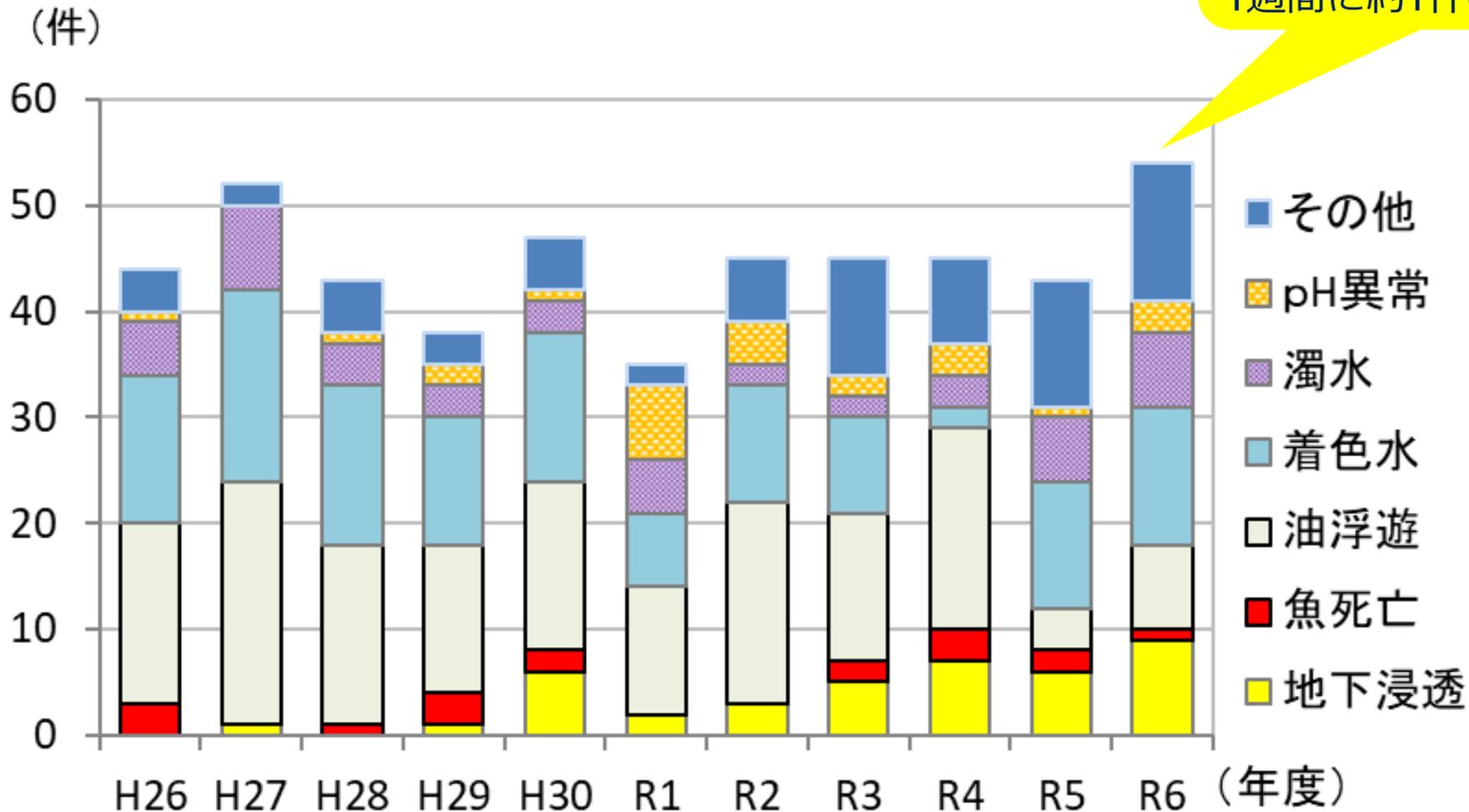


図 種類別事故発生件数

- 近年は地下浸透による水質事故が増加傾向にあり、配管の亀裂等が主な原因
- 「その他」は主に排水基準超過で、pH異常と合わせると近年は9～16件発生

# 5 水質事故

## ●水質事故の具体的な事例

### ▶ 事例 1

酸が流れる配管に対し、不適である材質の弁を使用していたため、弁内部の腐食により酸が漏洩した。

#### 【再発防止策】

- ・類似箇所に材質の不適合がないかを確認する。
- ・自社及び協力会社への再教育を実施する。

### ▶ 事例 2

清掃業者が使用したワックス含有の廃液を側溝へ流し、公共用水域へ排出した。

#### 【再発防止策】

- ・事業所と清掃業者との作業の打合せの徹底
- ・側溝付近に注意喚起の記載

委託会社が  
事故を起こして  
しまうことも！

# 5 水質事故

## ●水質事故が起きてしまったら・・・

▶ 流出の防止（応急措置）

▶ 環境対策推進課に連絡

平日 環境対策推進課 0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 2 1

夜間・休日 守衛室 0 4 4 - 2 0 0 - 3 5 2 5

▶ 原因究明、対策の実施

▶ 報告書の提出

必要に応じ、市から折り返し  
連絡をしますので、必ず、  
**担当者のお名前と連絡先**  
をお伝えください

ご清聴ありがとうございました